

富山大学附属病院長選考規則

平成29年7月20日制定

平成30年7月24日改正

令和元年9月24日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学における附属病院長の選考に関し必要な事項を定める。

(選考会議の設置)

第2条 学長は、附属病院長を選考するに当たり、富山大学附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

2 選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(選考)

第3条 附属病院長は、選考会議が推薦した附属病院長候補者のうちから、役員会の議を経て、学長が選考の上、任命する。

2 選考会議は、2人又は3人の附属病院長候補者を学長へ推薦する。

3 学長は、附属病院長の選考に当たり、選考会議に対する意見聴取及び附属病院長候補者の面接を行うことができる。

(選考の基準)

第4条 学長は、附属病院長を選考するに当たり選考の基準を定める。

2 前項に定める基準には次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力

(2) 組織管理能力等の附属病院を管理運営する上で必要な資質及び能力

3 学長は、第1項に定める基準を選考会議に通知する。

(推薦の時期)

第5条 附属病院長候補者の推薦は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 附属病院長の任期が満了するとき。

(2) 附属病院長が辞任を申し出たとき。

(3) 附属病院長が欠員となったとき。

(4) 附属病院長が解任されたとき。

2 附属病院長候補者の推薦は、前項第1号に該当する場合は任期満了の日の2月前までに、同項第2号、第3号又は第4号に該当する場合は速やかにこれを行わなければならない。

(附属病院長候補者の資質・能力)

第6条 附属病院長候補者となることのできる者は、次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 医師免許を有している者

- (2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有する者
- (3) 附属病院における組織管理並びに医療の提供及び教育・研究活動を適切にかつ効果的に運営することができるなど、病院の管理運営に必要な資質・能力を有する者

(附属病院長の任期)

第7条 附属病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属病院長の解任)

第8条 第5条第1項第4号に規定する附属病院長の解任は、附属病院長が次のいずれかに該当する場合、学長は、附属病院長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反がある場合、その附属病院長に引き続き当該業務を行わせることが適当でないと認めるとき。
- (3) 富山大学附属病院運営会議構成員の3分の2以上の議決により申出があったとき。

(公表)

第9条 学長は、次に掲げる事項を学内に周知するとともに、本学ウェブサイトに掲載する。

- (1) 選考会議の委員名簿、委員の選定理由及び委員の経歴
- (2) 第4条第1項に定める選考の基準
- (3) 第3条により附属病院長を選考した結果、選考した理由及び選考の過程
- (4) その他学長が必要とする事項

附 則

- 1 この規則は、平成29年7月20日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において附属病院長であった者は、この規則により選考されたものとみなす。ただし、任期については、この規則施行前の附属病院長としての期間を通算する。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。